

上富良野町暴力団排除の推進に関する条例(案) に関するご意見募集について

平成24年4月25日

上富良野町町民生活課

上富良野町暴力団排除の推進に関する条例(案)

社会全体で暴力団の排除に取り組み、明るく健全な町を実現するために条例を制定します

【条例の目的】

北海道では、平成二十三年より「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」の施行により、道民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な育成に努めているところです。

町においても、町民のみなさまが安心して暮らせる環境を整備するため、北海道の条例では及ばない事項を別に定める、町の暴力団排除に関する条例の制定をすることになりました。

みなさまのご意見をお寄せください。

【条例の基本理念】

暴力団が町民生活や事業活動に不当な影響を与える存在であるという認識のもとに、「暴力を恐れないこと」「暴力団に資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として、暴力団の排除を行うことを基本理念としています。

【責 務】

町の責務として、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する実施施策を実施する責務があります。

町民及び事業者の責務については、町と相互に連携して取り組み、暴力団排除に関する施策に協力するよう努めます。

【町が講ずべき措置等】

- ・ 町からの公共事業から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講じます。
- ・ 町の公の施設が暴力団の活動に利用されないために必要な措置を講じます。
- ・ 青少年に対する指導、助言、教育等の必要な措置・支援を行います。

【町民及び事業者に対する支援】

町は町民・事業者等と連携をして、暴力団排除のための活動に自主的に取り組めるよう情報の提供その他の必要な支援を行います。

また、町民・事業者が安心して排除のための活動に取り組めるよう町は、警察と連携を密にし、その安全確保に配慮します。

【青少年に対する教育等のための措置】

町内に設置する学校において、その生徒、学生が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入しない、犯罪の被害を受けないための適切な措置を講じます。

【広報及び啓発】

町は、町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深め、相互連携協力を図るための集会等の開催、広報及び啓発を行っていきます



○ 上富良野町暴力団排除の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、上富良野町からの暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策の基本となる事項等を定めることにより、町、町民及び事業者が一体となって暴力団排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営する支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。
- (5) 事業者 町内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び町内に所在する土地又は建築物を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (6) 町民等 町民及び事業者をいう。
- (7) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協定の下に推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、北海道（以下「道」という。）及び道警察並びに、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び

団体と緊密な連携を図らなければならない。

3 町は、道が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。

4 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、道警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(町民及び事業者の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

(町の事務事業における措置)

第6条 町は、その発注する建設工事その他の事務又は事業（以下「町の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者を、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町の事務事業に関する契約に相手方に対し、下請その他の当該契約に関連する相手方（以下「下請契約等の相手方」という。）から暴力団員を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けするものとする。

3 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務遂行に当たって暴力団員から不当要求行為を受けたとき又は下請契約等の相手方が該当下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員から不当要求行為を受けたことを知ったときは、町に報告するとともに、道警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

4 町は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、町が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の利用の不許可等)

第7条 町長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「町長等」という。）は、公共施設（町が設置し、又は管理する施設（付属施設を含む。）をいう。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。

2 町長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

(町民及び事業者に対する支援)

第8条 町は町民等が暴力団又は暴力団員に対する訴訟の提起その他の暴力団排除のための活動に自主的に取り組み、並びに町民等それぞれが連携して当該活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 町は、町民等が安心して暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、道警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第9条 町は、町内にある学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

2 町は、青少年の育成に携わる者が前項の教育を行うために必要な指導、助言その他の適切な措置を講

ずることができるよう、その者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 町は、町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成する集会を開催する等、広報及び啓発を行うものとする。

(規則への委任適用)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(附則)

1. この条例は、平成 年 月 日から施行する。
2. この条例の施行に伴い、「上富良野公共施設の暴力団排除に関する条例(平成15年6月20日条例第22号)」は廃止する。